

北川水系河川整備計画に基づく 事業等の進捗点検について

国土交通省 近畿地方整備局
福井河川国道事務所

河川整備の概要 (河川整備計画の主な事業内容)

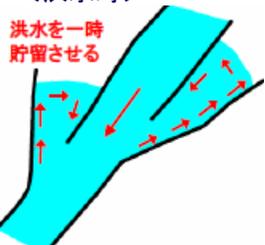
- ^{おにゅう}遠敷川合流点から下流部においては、掘削や水位低下方策(堰の改築等)により河道の流下能力を向上させる対策に加え、堤防拡築や浸透・侵食に対する堤防強化により、洪水に対する安全度向上を図る。
- ^{おにゅう}遠敷川合流点から上流部においては、霞堤を活かした治水機能を維持し、現況の流下能力が確保されるよう河床の維持掘削、河道内の樹木伐採などに努める一方、堤防拡築や浸透・侵食に対する堤防強化により、洪水に対する安全度向上を図る。
- これらの施策の実施によって、^{おにゅう}遠敷川合流点から下流部において戦後最大となる昭和28年9月洪水を考慮し、河内川ダムの洪水調整効果と合わせ高塚地点で1,400m³/s程度の流下能力を確保する。



■霞堤の機能(治水)

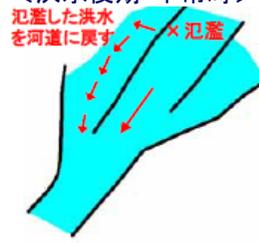
<洪水時>

洪水を一時貯留させる

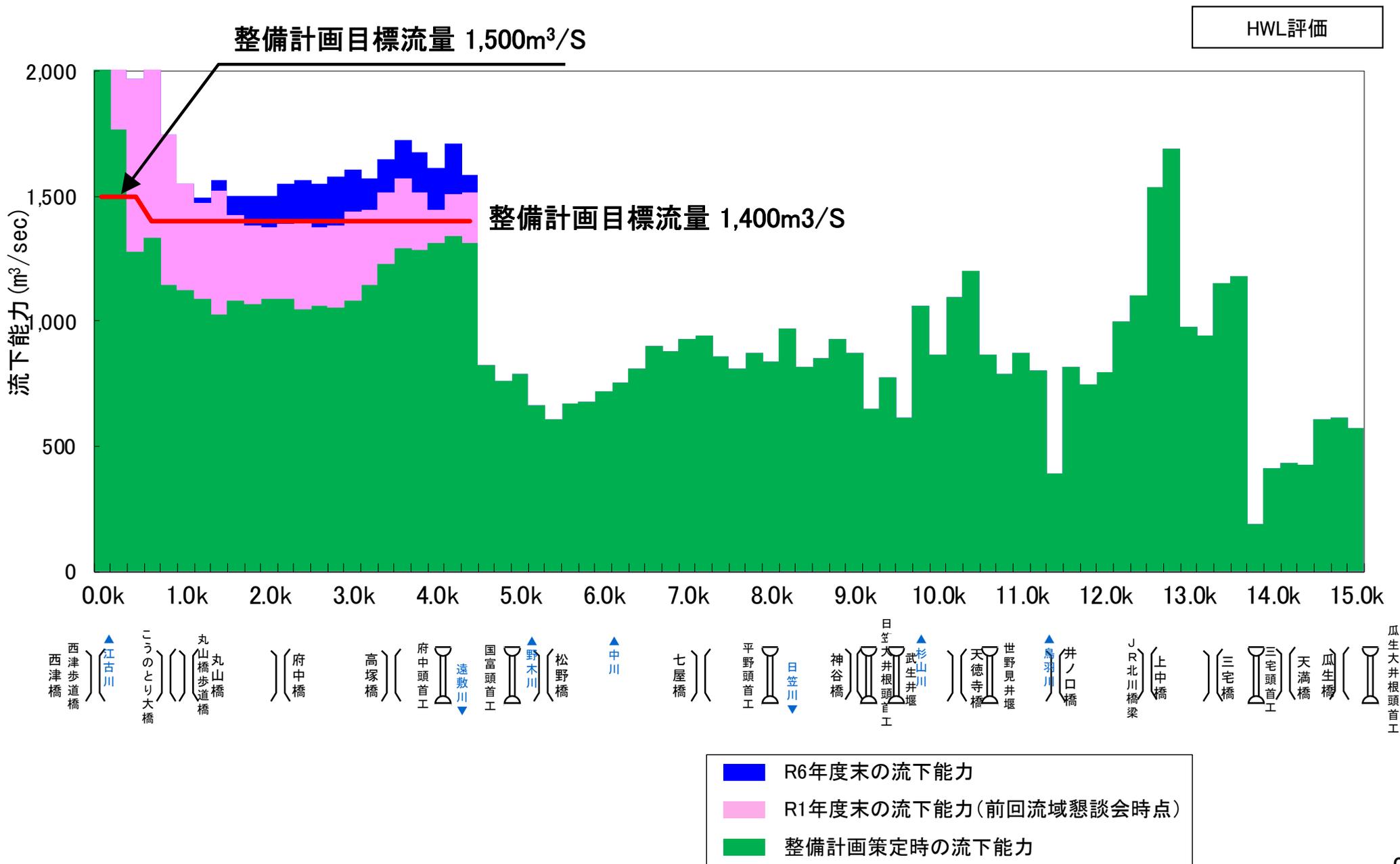


<洪水後期・平常時>

氾濫した洪水を河道に戻す × 氾濫



○北川では河川整備計画に基づき、順次改修事業を進めている。河積不足や堤防の未整備等により、河川整備計画目標流量に対して現況流下能力が不足する区間については河道掘削を実施しており令和5年に掘削を完了した。



- 令和元年12月12日、「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」において、「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」がとりまとめられた。
- 水害の激甚化を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、北川水系において、河川管理者である国土交通省並びにダム管理者及び関係利水者は、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、治水協定を令和2年5月に締結し、河内川ダムの洪水調節機能強化を推進及び体制確認強化など引き続き取り組んでいく。
- 河内川ダムでは、水害発生が予想される際に事前放流を実施して、利水容量480万 m^3 のうち最大で202.1万 m^3 を洪水調節可能容量として確保することとしている。

位置図



河内川ダムにおける治水協定

ダム	洪水調節容量 (万 m^3)	洪水調節可能容量※ (万 m^3)	基準降雨量 (mm)
河内川ダム	240	202.1	378

※洪水量を上限とした事前放流時間を72時間連続で確保できる前提で、かつ、流入量が平水量(上流ダムの事前放流は考慮していない)の場合に、確保できる最大の目標容量を洪水調節可能容量とした



※令和2年から令和6年までに、事前放流の実績はなかった。

- 「流域治水」を計画的に推進するために、流域に関わるあらゆる関係者(国・県・市町等)による「北川流域治水協議会」を令和2年8月に設置し、令和7年3月末までに10回の協議会を開催した。
- 協議会では、プロジェクトの対策内容に関する議論が行われ、令和3年3月に流域治水プロジェクトを公表した。令和5年度には気候変動を踏まえた流域治水プロジェクト2.0を策定した。

北川流域治水協議会の概要

<設立趣意>

令和2年7月豪雨をはじめ、令和元年東日本台風や平成30年7月豪雨等により、大規模水害が全国各地で相次いで発生しており、今後の気候変動により更に降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が懸念される。

このような水害リスクの増大に備えるために、河川・下水道の管理者等による治水に加え、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換を進めることが必要である。

このため、本協議会の設立により流域全体のあらゆる関係者が協働し、河川整備計画に基づく治水対策や大規模氾濫協議会の取組方針に基づくソフト対策を共有するとともに、集水域から氾濫域にわたる地域の特性に応じた流域対策を総合的に推進し、流域全体で早急に実施すべき各対策の全体像「流域治水プロジェクト」を策定のうえ、密接な連携体制により取組みを進めることとする。

<協議会開催日>

協議会は、これまでに全10回開催されており、流域治水に関する対策に関して議論を重ね、流域治水プロジェクトを策定・改訂している。

第1回協議会	令和2年8月25日	WEB開催
第2回協議会	令和2年9月16日	書面開催
第3回協議会	令和2年12月23日	WEB開催
第4回協議会	令和3年3月22日	WEB開催
第5回協議会	令和3年6月4日	WEB開催
第6回協議会	令和4年3月23日	WEB開催
第7回協議会	令和4年6月6日	WEB開催
第8回協議会	令和5年3月16日	WEB開催
第9回協議会	令和6年3月18日	WEB開催
第10回協議会	令和7年3月19日	WEB開催

協議会の活動例

<流域治水対策の検討>

- 令和3年度から国・県・市町によるワーキンググループを設置し、流域治水対策を検討。
- 令和6年度の実施内容について、県内の各市町、福井県、福井地方気象台、福井河川国道事務所より説明。

【個別流域の取組の例】

①水取排水区浸水対策(小浜市)

水取地区で発生している浸水被害を解消させるため、雨水を強制的に北川に排水させるポンプ場整備および雨水を一時的に貯留させるための調整池整備を行う。



②避難路の確保(若狭町)

周辺集落から指定避難所へ至る経路の大雨時の冠水を解消し、円滑かつ迅速な避難を目的として橋梁(千才橋)の嵩上げを行う。



<流域治水プロジェクト2.0の策定>

- 気候変動を踏まえた河川及び流域での対策の方針を反映した流域治水プロジェクト2.0を策定。
R6年度に更新を行った。



流域治水プロジェクト2.0 ～流域治水の加速化・深化～

○ 気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させる。このために必要な取組を反映し『流域治水プロジェクト2.0』に更新する。

現状・課題

- 2℃に抑えるシナリオでも2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が1.2倍、洪水発生頻度が2倍になると試算
- 現行の河川整備計画が完了したとしても治水安全度は目減り
- グリーンインフラやカーボンニュートラルへの対応
- インフラDX等の技術の進展

必要な対応

- 気候変動下においても、目標とする治水安全度を現行の計画と同じ完了時期までに達成する
- あらゆる関係者による、様々な手法を活用した、対策の一層の充実を図り、流域治水協議会等の関係者間で共有する。

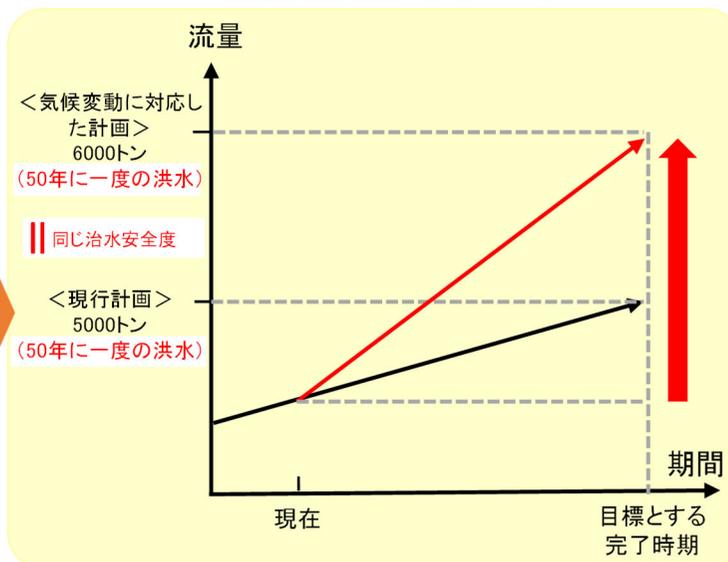
必要な対応のイメージ

気候変動シナリオ	降雨量 (河川整備の基本とする洪水規模)
2℃上昇	約1.1倍

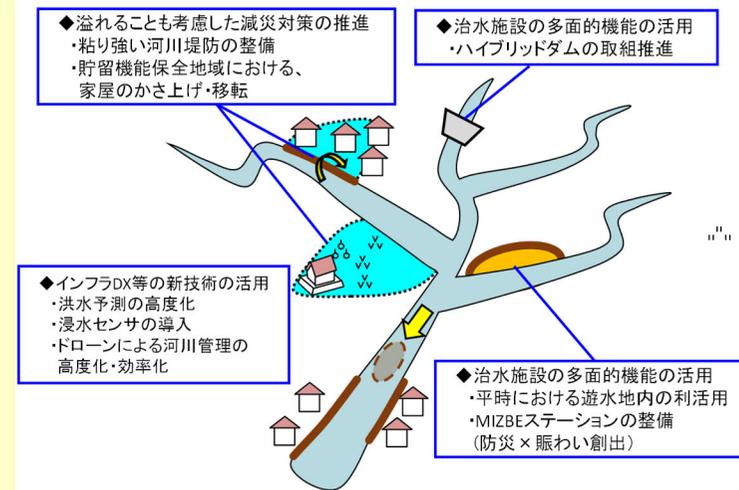
降雨量が約1.1倍となった場合

全国の平均的な傾向【試算結果】	流量
	約1.2倍

同じ治水安全度を確保するためには、**目標流量を1.2倍に引き上げる必要**



様々な手法の活用イメージ



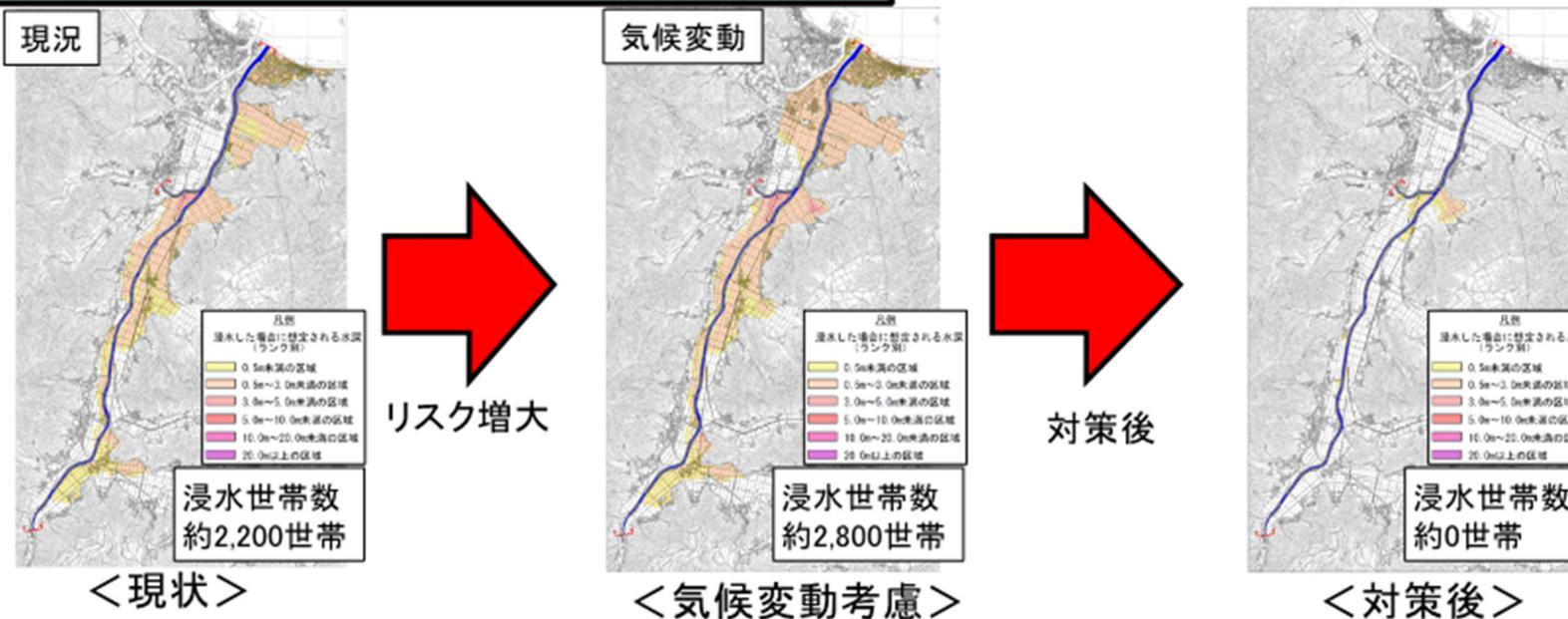
※現行の計画と同じ完了時期までに目標とする治水安全度を達成するため、様々な手法を活用し、集中的に整備を進めることが必要

⇒現在の河川整備計画に基づく対策や流域における各取組を推進するとともに、気候変動を踏まえて追加で必要となる対策案の詳細については、更に議論を深めていく。

気候変動に伴う水害リスクの増大

○戦後最大規模の洪水に対し、気候変動の影響による降雨量増加を考慮した規模の洪水が発生した場合、北川流域では浸水世帯数が約2,800世帯（現況の約1.4倍）になると想定され、事業の実施により、浸水被害が解消される。

■気候変動に伴う水害リスクの増大



■水害リスクを踏まえた各主体の主な対策と目標

【目標①】気候変動による降雨量増加後の洪水規模に対する安全の確保

北川流域

種別	実施主体	目的・効果	追加対策	期間
氾濫を防ぐ、 減らす	国	約2,800世帯の浸水被害を解消	更なる河道改修 ・河道掘削 ・堰改築	概ね30年
	県	家屋浸水の解消、 農地等の浸水被害の軽減	更なる河道改修	概ね30年
被害を 減らす	流域の市・町	水災害ハザードにおける 土地利用・住まい方の工夫	立地適正化計画による 水害リスクの低い地域への居住誘導	概ね30年
被害の軽減、 早期復旧	国・県・市町・ 報道機関	流域全体の防災力向上	ふくい県域タイムライン運用	概ね30年

【目標②】北川流域における内水被害の軽減

種別	実施主体	目的・効果	追加対策	期間
氾濫を防ぐ、 減らす	国	外水位の低下	更なる河道改修	概ね30年
	県	外水位の低下	更なる河道改修	概ね30年
		内水氾濫量の抑制	県有施設を活用した 雨水貯留浸透対策	概ね30年
	小浜市	内水氾濫の浸水被害軽減	ポンプ場や雨水渠の整備等	概ね30年

(令和6年3月策定)

北川水系流域治水プロジェクト2.0【位置図】

～古くから霞堤に守られた地域だからこそ、更に輪中堤と土地利用で治水を進化させる流域治水対策～

- 北川水系では、幸福度日本一の福井を洪水から守るため、古くから霞堤に守られた地域だからこそ更に輪中堤と土地利用で治水を進化させる事前防災対策をより一層推進していくものとし、更に国管理区間においては、戦後最大規模の洪水に対して気候変動による降雨量増加を考慮した規模の洪水でも堤防決壊をさせないように流下させることを目指す。
- 気候変動の影響に伴う降雨量や洪水発生頻度の変化という新たな課題や、流域の土地利用の変遷に伴う保水・遊水地域の減少等を踏まえ、将来にわたって安全な流域を実現するため、特定都市河川浸水被害対策法（以下、「法」）の適用を検討し、さらなる治水対策を推進する。

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河道掘削、堤防強化、堤防拡築、河道内樹木伐採
- ・**更なる河道改修**
- ・水防拠点の整備
- ・砂防堰堤等の整備、治山ダム等の整備
- ・下水道等の排水施設、雨水貯留浸透施設の整備
- ・調節池
- ・河内川ダムにおける事前放流等の体制構築、実施（関係者：国、福井県、小浜市、若狭町等）
- ・田んぼダム・森林整備・治水効果の検証等

■ 被害対象を減少させるための対策

- ・災害危険区域
- ・立地適正化計画による水害リスクの低い地域への居住誘導等の検討
- ・霞堤の機能維持保全
- ・輪中堤
- ・水害リスクマップの作成

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・関係者の役割分担をより明確にしたタイムラインの改良
- ・**ふくい県域タイムラインによる防災力向上**
- ・ダム下流河川の避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成
- ・水害リスク空白域の解消 **・内外水統合の水害リスクマップの作成**
- ・ハザードマップの更新・周知（想定最大規模の降雨を対象）
- ・小町を超えた広域避難計画の検討
- ・災害時における逃げ遅れをなくすため、避難行動要支援者の避難計画の検討
- ・防災啓発活動を推進させるため、域内全教育委員会へ積極的に働きかける
- ・小中学校等と連携した防災に関する出前講座の取組み
- ・高齢者の避難行動の理解促進のための地域包括支援センター・ケアマネジャーとの連携
- ・重要水防箇所の情報共有と関係市町による共同点検の実施
- ・洪水時のダムの貯水池の状況を伝えるための手段の充実
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成および避難訓練実施の促進支援
- ・水位周知河川等の見直し
- ・氾濫危険水位等の基準水位の見直し
- ・庁舎受電設備、非常用発電設備等の浸水対策
- ・水位計、量水標、カメラ設置
- ・水防資材の配備 **・BIM/CIM適用による三次元モデルの積極的な活用**等

位置図

凡例

- 頭首工
- 霞堤
- 河道掘削
- 堤防強化(侵食)
- 堤防強化(浸透)
- 輪中堤
- 浸水範囲(整備計画規模洪水)
- ✕ S28年13号 台風堤防決壊箇所(国)
- ✕ H25年18号 台風堤防決壊箇所(県)
- 大臣管理区間

河道掘削(国)

霞堤防の維持保全(国)

河道掘削(国)

災害危険区域の設定区域(小浜市)

江古川地区の輪中堤整備(福井県)

森林整備(国、県、森林整備センター)

避難確保計画作成支援(国、県、市)

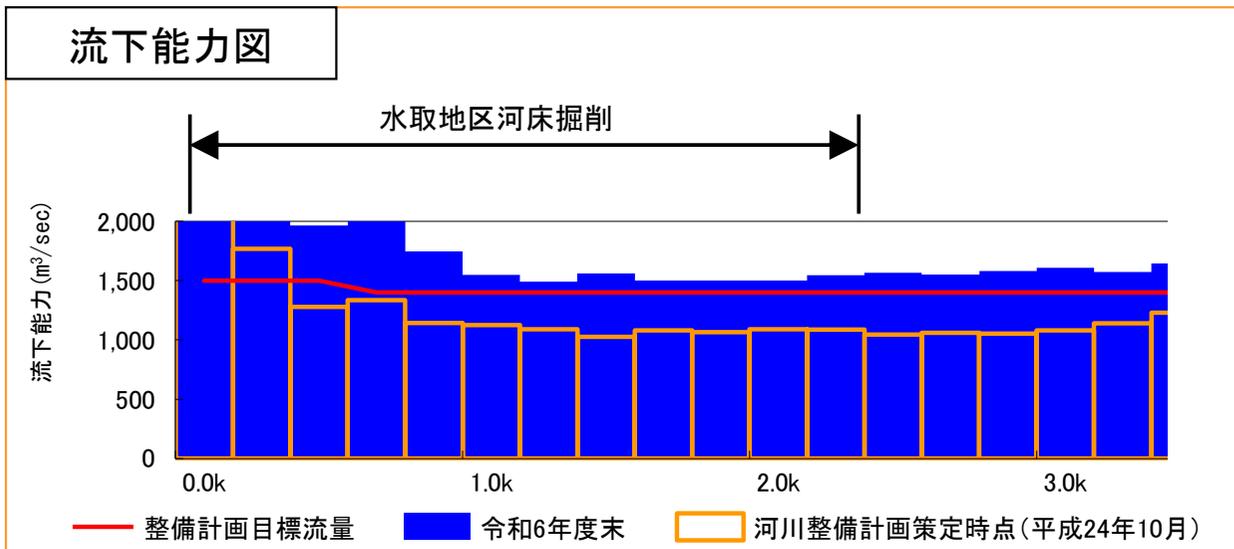
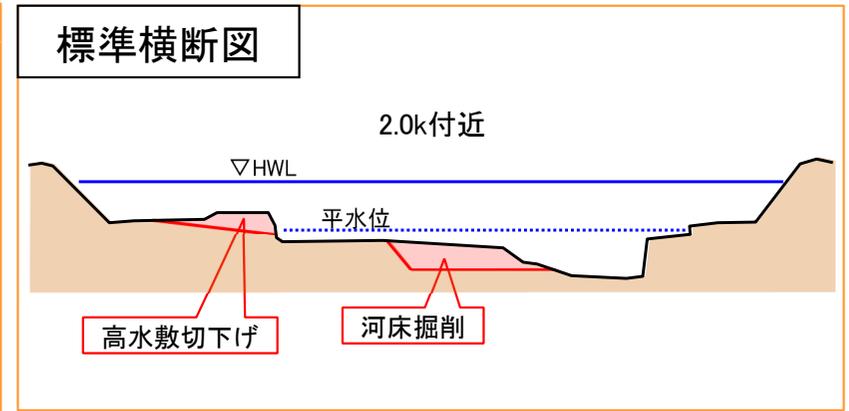
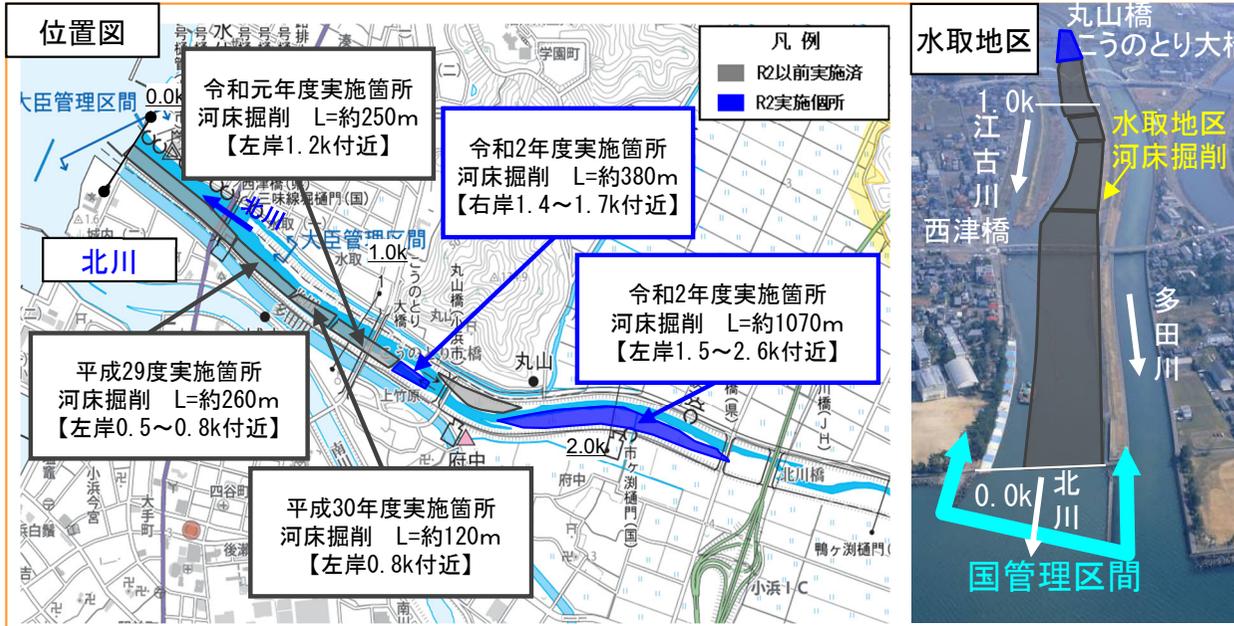
赤字黄色ハッチ：R5.3時点からの更新内容

※流域治水プロジェクト2.0で新たに追加した対策については、今後河川整備計画変更の過程でより具体的な対策内容を検討する。

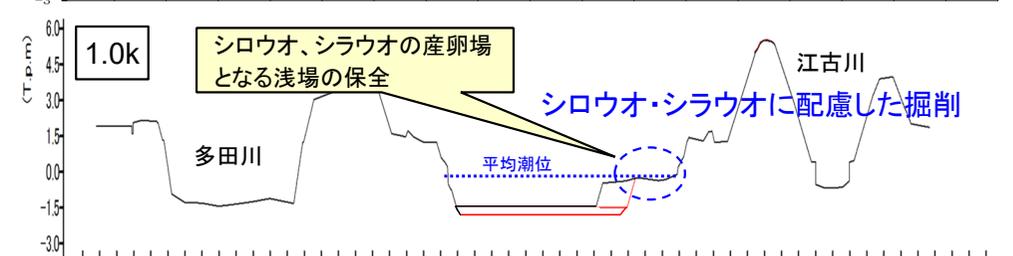
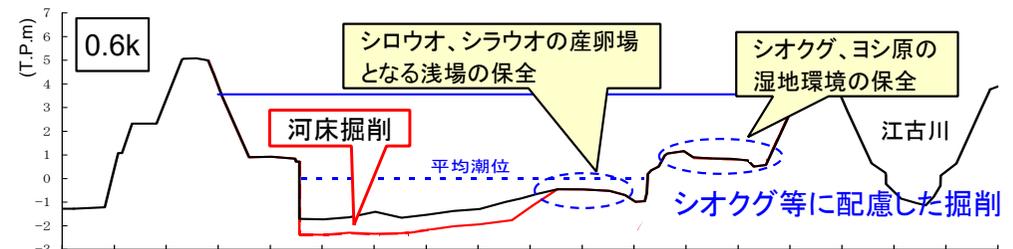
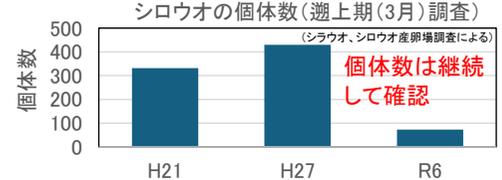
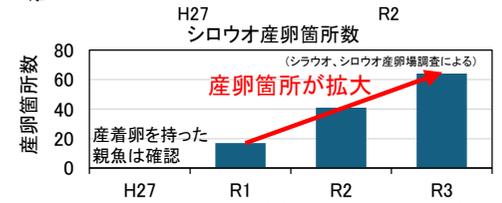
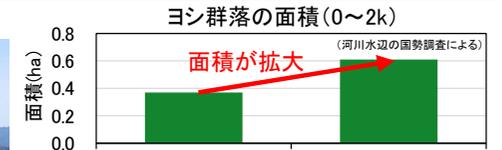
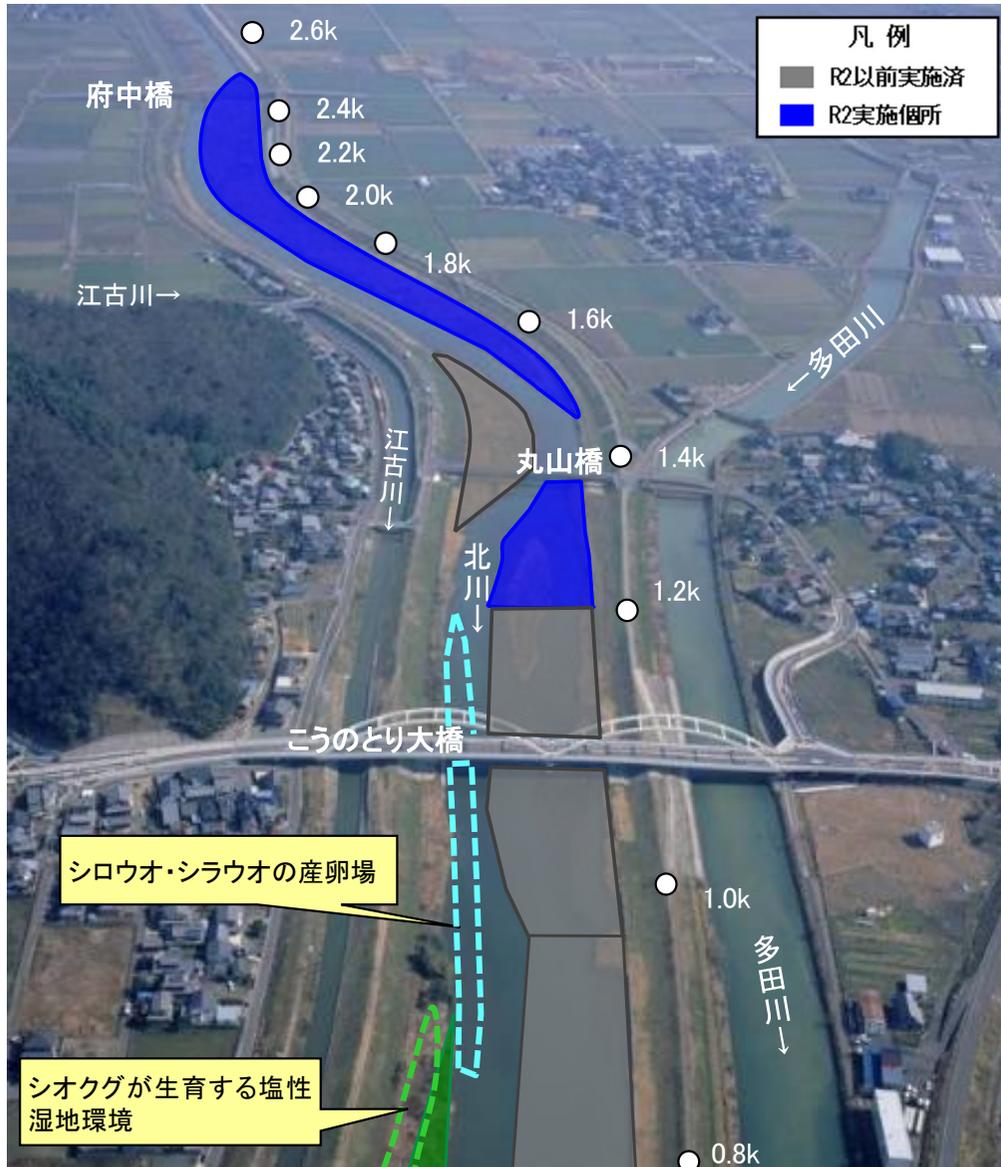
※具体的な対策内容については、今後の調査検討等により変更となる場合があります。

おにゅう

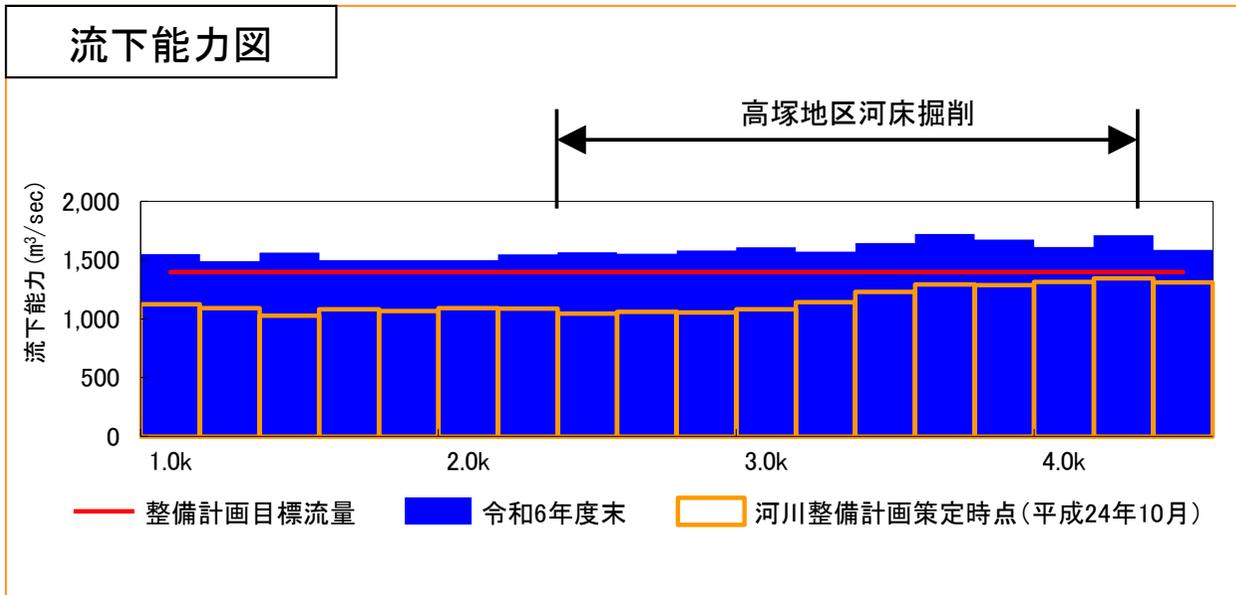
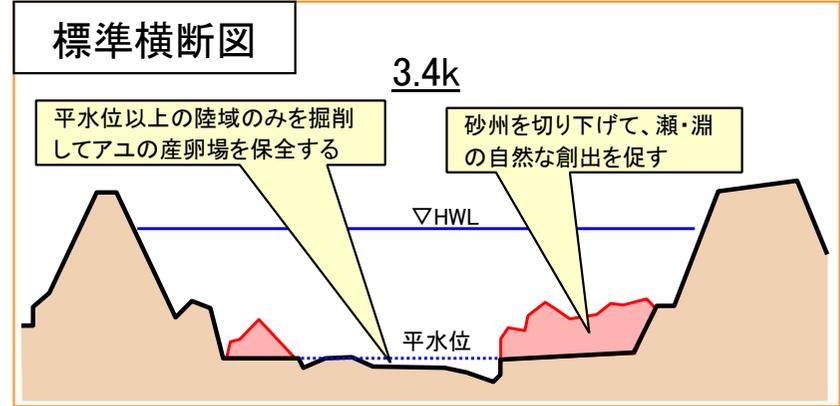
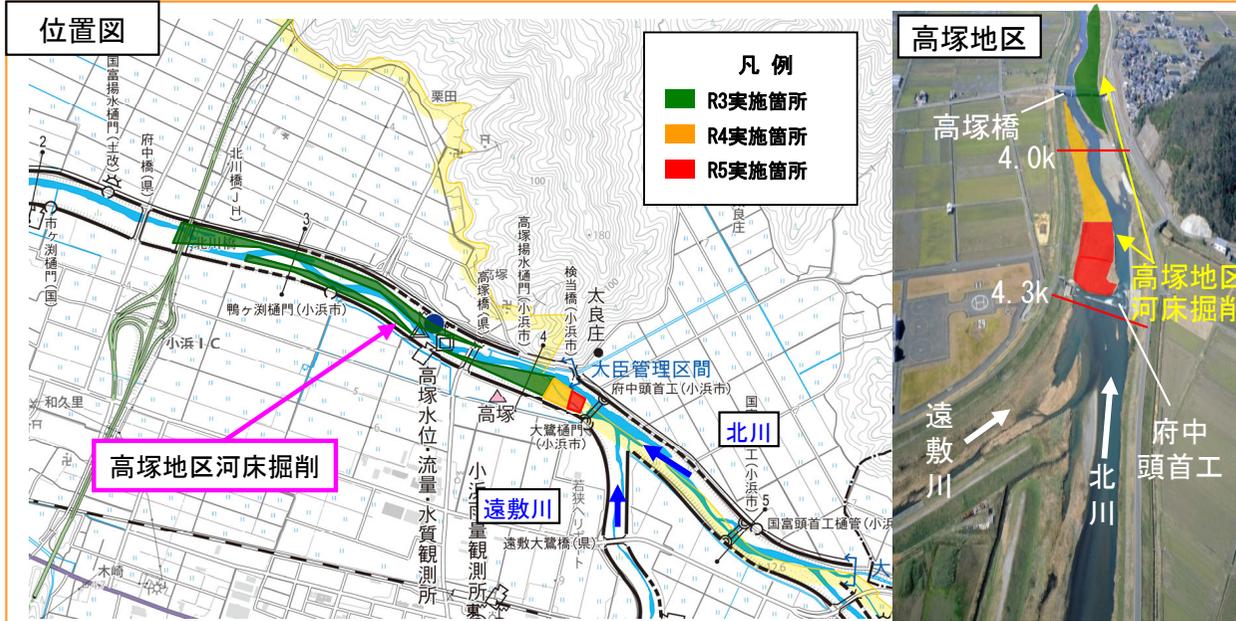
- 北川の国管理区間のうち、小浜市街地を含む遠敷川合流点から下流区間は、整備計画目標流量(1,400m³/s)に対して流下能力が不足していたところ。
- 小浜市水取地先において河床掘削を実施し流下能力を確保した。
- 令和2年度までに工事を完了し、小浜市街地の治水安全度の向上を図った。



- 河口から丸山橋付近の区間は感潮域のため、シオクグ・ヨシ等の湿地環境の保全、シロウオ・シラウオの産卵場の保全に配慮した施工や生育範囲の拡大を考慮した高水敷の切り下げを実施。
- 令和2年度に水取地区の上流部(丸山橋付近～府中橋付近)において河床掘削を実施し工事を完了した。
- 掘削後もヨシ群落が増大しており、シロウオの産卵場としての利用が継続的に確認されている。



○北川の国管理区間のうち、小浜市街地を含む遠敷川合流点から下流の区間は、整備計画目標流量(1,400m³/s)に対して流下能力が不足していたところ。
 ○小浜市高塚地先において流下能力を確保することで小浜市街地の治水安全度の向上を図っている。
 ○アユやサケなどの魚類の繁殖、生息環境に配慮した河床形状で令和3年度から掘削を行い、令和5年に工事を完了した。

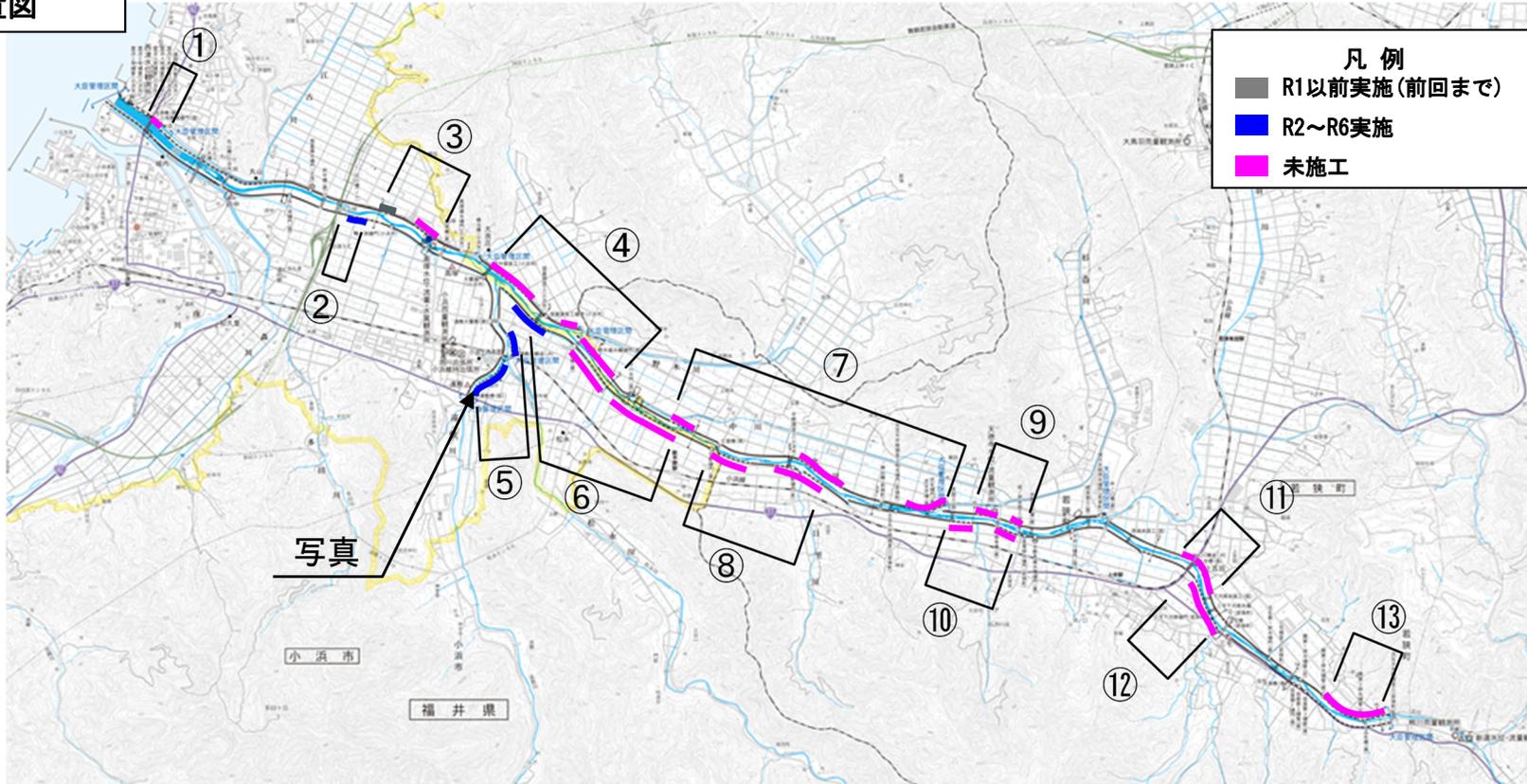


- 北川では河道断面確保のため水取地区等の河床掘削を順次実施している。これまでも発生土については一部、地元活用(圃場整備等)でのコスト縮減に努めている。
- 加えて、平成31年度より、災害時の災害復旧活動の拠点となる水防拠点を、高塚地区と天徳寺地区で整備を行っている。水防拠点の基盤整備においては、河道掘削土を有効活用することでコスト縮減に努めている。
- 水防拠点では、災害復旧で使用する土砂や根固ブロック等の資材の備蓄や、災害対策機械の作業ヤード(平常時は堤防拡築で使用する土砂混合の作業ヤードとして活用)等を確保する計画で順次整備を進めている。



○本来有すべき形状(高さ・幅を含む)を満足していない堤防について、堤防の拡築を実施している。
 ○堤防の断面形状確保は、堤防強化と併せて実施するほか、掘削残土の有効活用なども考慮しながら実施する。

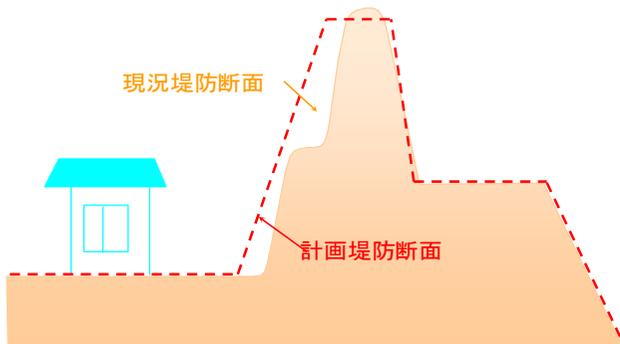
位置図



堤防拡築 整備箇所	
①	西津地区
②	府中地区
③	高塚地区
④	太良庄地区
⑤	国分地区
⑥	平野地区
⑦	玉置地区
⑧	日笠地区
⑨	堤地区
⑩	天徳寺地区
⑪	上吉田地区
⑫	三宅地区
⑬	関地区

：一連区間完成

堤防断面形状確保（堤防拡築）のイメージ



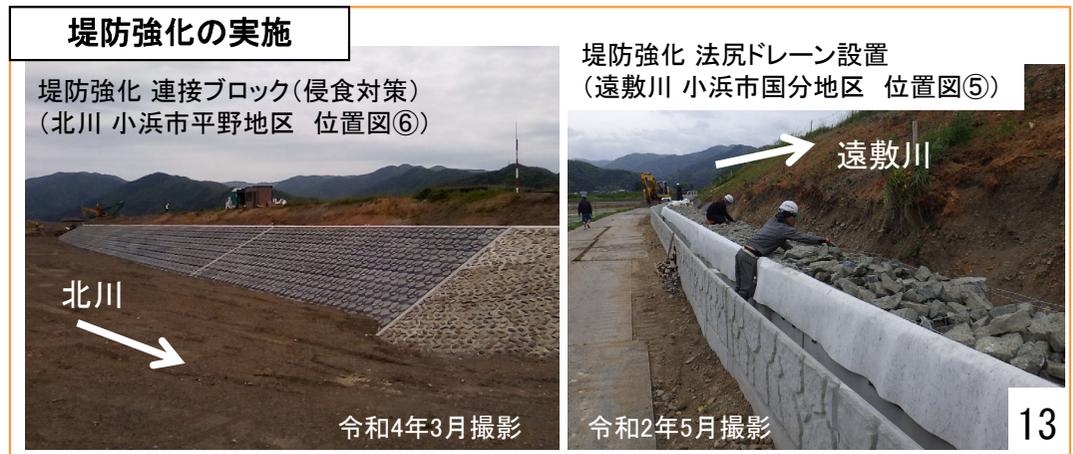
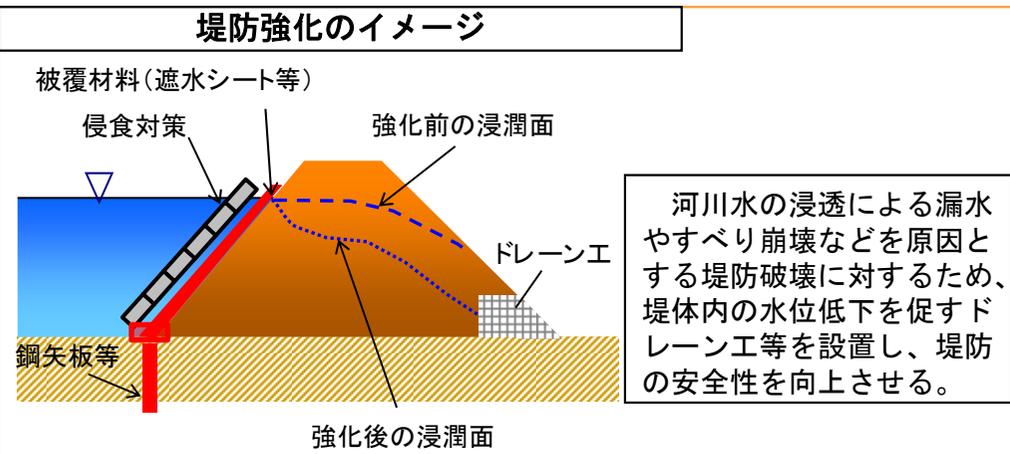
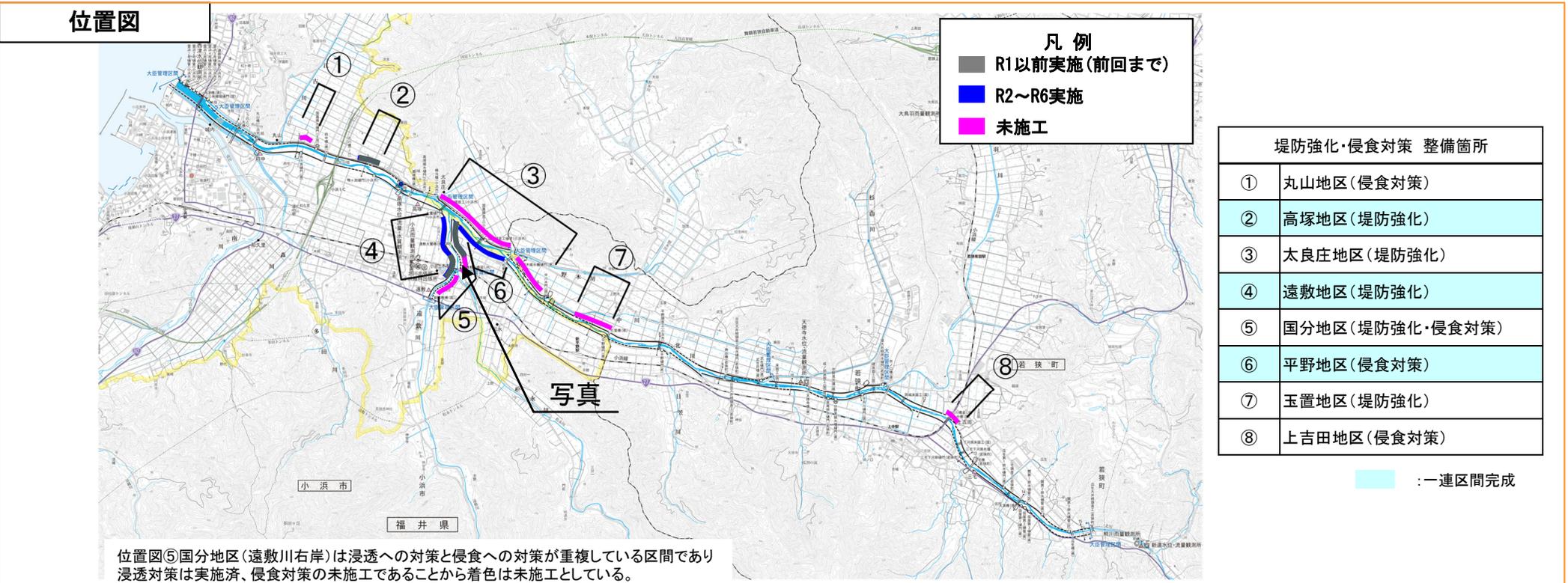
拡築工事の実施



○河川水の浸透による漏水やすべり破壊などを原因とする堤防破壊への対応として、堤体内の水位低下を促すドレーン工等を設置して堤防の安全性を向上させる。

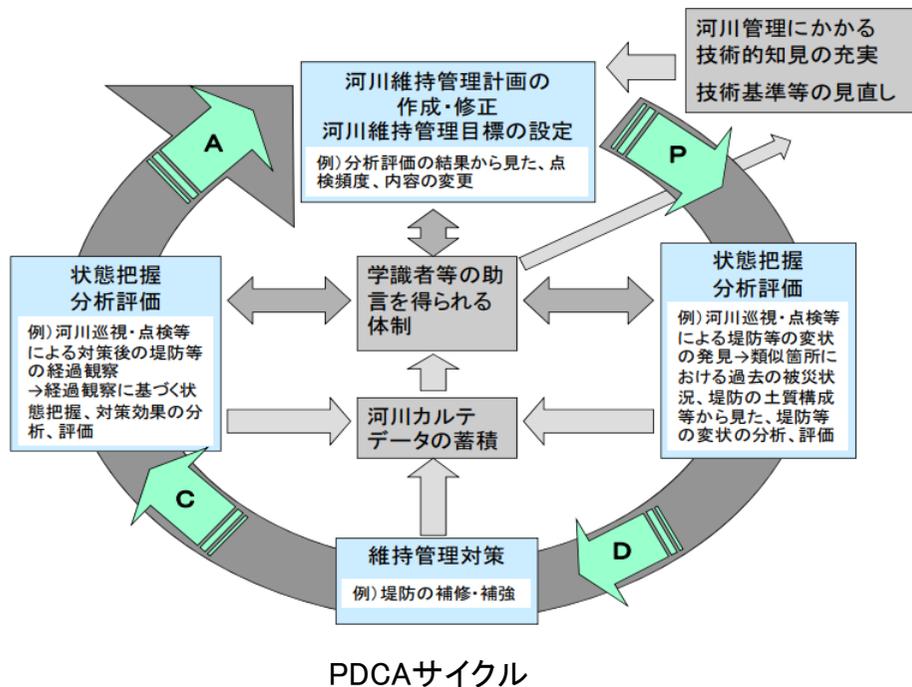
○「河川堤防の浸透に対する照査・設計のポイント」に基づき、平成26年度に照査を実施し、整備区間を抽出している。

○堤防の安全性の確保(堤防強化)は、質的評価や現場条件等を踏まえ効率的に実施する。



- 北川河川維持管理計画には、維持管理の目標、河川の状態把握の手法、具体的な維持管理対策を定めており、基本的に5年毎に見直し、直近では令和6度に全面改定している。
- 主な改定ポイントとして、地域連携(河川管理者と市町等の連携)、効率化・改善に向けた取り組み、サイクル型維持管理の追加を行っている。

河川維持管理は、河道流下断面の確保、堤防等の施設の機能維持、河川区域等の適正な利用等に関して、それぞれ「目標設定」を行った上で、「状態把握」を行い、その結果に応じて適切な「維持管理対策」を実施することを基本としている。また、点検・対策等の分析評価においては、その都度学識者の助言を頂いている。



「河川維持管理計画」は、河川維持管理サイクルの繰り返しを通じて、内容を修正・充実させていく。

北川河川維持管理計画

<目次>

1. 河川の概要	1
1.1 河川の流域面積、幹川流路延長、管理延長、河床勾配等の諸元	2
1.2 流域の自然的、社会的特性	3
1.3 河道特性、被災履歴、地形、地質、樹木等の状況	4
1.4 土砂の生産域から河口部までの土砂移動特性等の状況	9
1.5 生物や水量・水質、景観、河川空間の利用等管理上留意すべき河川環境の状況	10
2. 河川維持管理上留意すべき事項	15
2.1 河道特性	15
2.2 地域特性	15
2.3 河川管理施設等の老朽化の状況	15
3. 河川の区間区分	16
4. 河川維持管理目標	17
4.1 河道の流下能力の維持に係る目標設定	17
4.2 施設の機能維持に係る目標設定	17
4.3 河川区域等の適正な利用に関する目標	18
4.4 河川環境の整備と保全に係る目標	18
5. 河川の状態把握	19
5.1 基本データの収集	19
5.2 堤防点検等のための環境整備	23
5.3 河川監視	24
5.4 点検	25
5.5 河川カルテ	29
5.6 河川の状態把握の分析、評価	29
6. 具体的な維持管理対策	30
6.1 河道の流下能力の維持管理のための対策	30
6.2 施設の維持及び修繕・対策	31
6.3 河川区域等の維持管理対策	43
6.4 河川環境の維持管理対策	45
6.5 水防等のための対策	46
7. 地域連携等(河川管理者と市町等の連携)	49
8. 効率化・改善に向けた取り組み	50
9. サイクル型維持管理	51

令和6年3月

国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所

北川河川維持管理計画

河川の維持管理目標

■河道流下能力の維持に係る目標設定

・維持管理すべき一連区間の河道流下断面の目標は、これまでの河川改修等により確保された流下能力を維持する。

■施設の機能維持に係る目標設定

1. 河道(河床低下・洗掘、堆積の対策)

・河床低下や堆積等が生じないように維持

2. 堤防

・堤防の侵食、浸透、耐震に対する機能を維持

3. 護岸・根固・床止め(落差工、帯工含む)

・所定の機能が確保されているように維持
・魚道機能の維持

4. 水門、樋門等

・土木施設、機械設備、電気設備について所定の機能が確保されるよう維持

5. その他の施設

・水文、水理観測施設の適切な維持管理

■河川区域等の適正な利用に関する目標

・河川維持管理の実施にあたっては、河川の自然的、社会的特性、河川利用の状況等を勘案しながら、河川の状態把握を行い、河川敷地の不法占用や不法行為等への対応を行う。

■河川環境の整備と保全に係る目標

・河川環境の保全に関する目標は、生物の生息・生育・繁殖環境、河川景観、人と川とのふれあいの場、水質等について、当該河川の特性や社会的な要請等を考慮しながら行う。

河川の状態把握

- ・河川の状態把握は、基本データの収集、河川巡視、点検等により行うこととし、河川維持管理の目標、河川の区間区分、河道特性等に応じて、適切に実施する。また、現状の河川管理施設の点検結果を評価し、管理の現況を地域に分かり易く公表している。
- ・河川維持管理データベースシステム(RMDIS: River Management Data Intelligent System 等)により、河川巡視・点検結果や河道基盤情報等の河川維持管理に関する基本情報を効果的に蓄積している。

点検における評価区分

表示区分	状態
A 異状なし (機能支障なし)	高 ・ 堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていない健全な状態(施設の機能に支障が生じていない軽微な変状を含む)
	B 要監視段階 (機能支障なし)
C 予防保全段階 (機能支障なし)	
	D 措置段階 (機能支障あり)
	・ 詳細点検(調査を含む)によって機能に支障が生じていると判断され、対策が必要なものも含む

点検結果

(令和6年度)

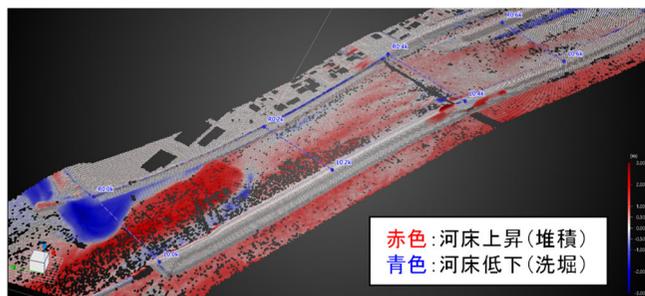
河川名	左右岸	一連区間	総合評価	総合評価 (R5年度)	
北川	左岸	1	0.0 ~ 4.3	B	C
		2	4.3 ~ 15	B	B
	右岸	1	0.0 ~ 7.3	D	C
		2	7.3 ~ 15	C	C
遠敷川	左岸	1	0.0 ~ 1.5	C	B
	右岸	1	0.0 ~ 1.5	C	C

※上記の点検結果は一連区間および樋門等の各河川構造物(機械施設、電気通信設備含む)における最も低い評価を総合評価としている。

具体的な維持管理対策

・河道

過年度の河川測量結果をもとに流下能力を算出、測量結果から得られた河床の上昇、低下などの河道断面変化、重要水防箇所、人口資産状況等を勘案し掘削箇所の優先度を設定したうえで、維持掘削を実施する。



赤色: 河床上昇(堆積)
青色: 河床低下(洗堀)

三次元測量による北川河口部の河床変動状況(H30-R6比較)

具体的な維持管理対策

・堤防、護岸・根固・床止め、水門、樋門等、その他の施設

河川堤防や河川構造物に関して「予防保全型の維持管理」を目的として、機能に支障のない「予防保全段階(C評価)」から、補修や施設更新などの予算化を実施することで、ライフサイクルコストの縮減を図る。

堤防法崩れ(R3 予防保全段階 評価)



○河川カルテは河川改修等の河川工事、河川管理の履歴として記録が必要な事項、点検、点検結果による補修対策等の河川維持管理における実施事項の他、災害及びその対策等について、効率的に管理が行えるようデータベース化し随時記録・蓄積している。

河川カルテ様式

点検結果記録票

堤防点検 (点検結果記録票)

データ、平面図、写真

管所NO	記録NO	整理番号
185916	549025	1

名称	土堤・モグラ等小動物の穴
出張所	畿南河川国道維持出張所

河川名	遠敷川
左右岸の別	左岸
距離標	0.400kp +070m ~
地先	

記録日	令和7年1月23日
点検者名	点検担当者
点検項目	土堤
点検箇所	表法面
点検事項	モグラ等小動物の穴

変状種別	[8] モグラ等小動物の穴
程度判定	c

方向	-
長さ・延長 L	200 (m)
幅・開き B	0.8 (m)
深さ・高さ H	0.4 (m)

位置図

写真

コメント

0.4k付近から0.8k付近にわたって表法面にイノシシによる掘り起こしを確認。変状の最大深さ40cm。高水護岸部(70m以下)は掘り起こされておらず、堤防定規断面を確保しているためaの評価。進行あり。b-c

補修等の対応

重要情報

要監視

対策状況

要対策

コメント

下流側から

河川カルテによるデータの蓄積(発見～補修)



【遠敷川で発生した獣の掘り返しによる堤防損傷】

河川カルテの登録方針

河川カルテ作成要領に基づき、河川管理上必要な情報を整理し、要対策項目や重要情報について、河川巡視及び出水期前点検を対象として、河川カルテを更新する。

河川カルテの登録状況

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
累積延件数	447	532	644	512※	455※	421※	512※	455※	519※	587※
年度新規件数	134	85	112	260※	215※	137※	136※	115※	150※	228※
対応済件数	84	132	12	7	157	3	0	17	22	43

※は、同一箇所の変状におけるカルテの統合により、過年度からの累積延件数及び新規件数とは異なる。

●堤防の掘り返しについて

令和6年度から、遠敷川(国管理区間)において、イノシシによる堤防法面の掘り返しが反復して発生していることを河川カルテにより確認している。

【河川カルテによる確認事項】

・イノシシは高水護岸から堤防天端までの堤防法面を掘り返すことが多い。

【令和7年度の堤防掘り返し対策(試行)】

・3種類の忌避剤と散布頻度を変化させた区間において、イノシシ等の忌避効果をカメラの自動撮影により確認し、その結果を整理する。

・散布頻度: 60日毎に散布、試行開始時のみ散布 の2ケース

- 河川管理施設等の機能維持を図るため、日常的な巡視、計画的な補修・更新等を実施している。(平成24年度からは、出水期前に堤防点検(徒歩巡視)を実施し、堤防の変状など、経年的な状態監視を行っている。)
- 河道の流下能力を維持するため、適切な樹木伐採、維持掘削においては出水等による土砂堆積物を除去し流下能力の改善に努めるなどの河道管理を実施している。
- 河川管理施設等の機能維持を図るため、堤防の亀裂や陥没など変状を点検できるよう堤防の草刈りを実施している。堤防の亀裂や法崩れ等の恐れのある箇所への補修や、老朽化や洗掘で損傷した護岸について、必要に応じて補修工事を実施している。
- 刈草を地元農業団体と協働で、堆肥化・配布することで処分費用の縮減を図っている。

主な維持管理

維持掘削



- 出水等による土砂堆積物を除去し流下能力の改善に努める。

堤防補修



- 堤防の亀裂や法崩れ等の恐れのある箇所について法面補修を行う。

護岸補修



- 護岸の老朽化や洗掘による損傷について、堤防への影響等を考慮し、必要に応じて補修する。

草刈作業



- 堤防の亀裂・陥没等の有無を点検するため、堤防の草刈りを実施する。

コスト縮減

刈草の堆肥化

北川の堤防で刈り取った草は、これまで有料処分としていたが、資源の有効活用やコスト縮減の観点から、地元農業団体に米ぬかや堆肥ヤードの提供を頂くなど地域と連携して、堆肥化・無償配布を行っている。令和6年は約2百万円のコストを縮減した。(平成26年度～)



①刈草搬入

②米ぬか混合

③堆肥の完成



無償配布状況(令和6年)

工事名 北川堤防維持作業
工種 仮設設置工
拠点 倉見スノーベース

○水門、樋門・樋管等の施設操作の確実性の向上のため、点検整備（月1回）、出水期前点検（毎年1回）を実施し、必要に応じ補修・更新を実施している。平成23年以降、機能に支障をきたす状況は確認されていないが今後も点検の結果に基づき、必要な補修を実施する。
○また、操作の適切かつ確実な実施のため、操作員への講習会（年1回）の実施、職員による監査（施設毎に5年1回）を実施している。

平井川樋門（北川左岸11.0k付近）
管理橋更新を実施（令和4年度）



実施前



実施後

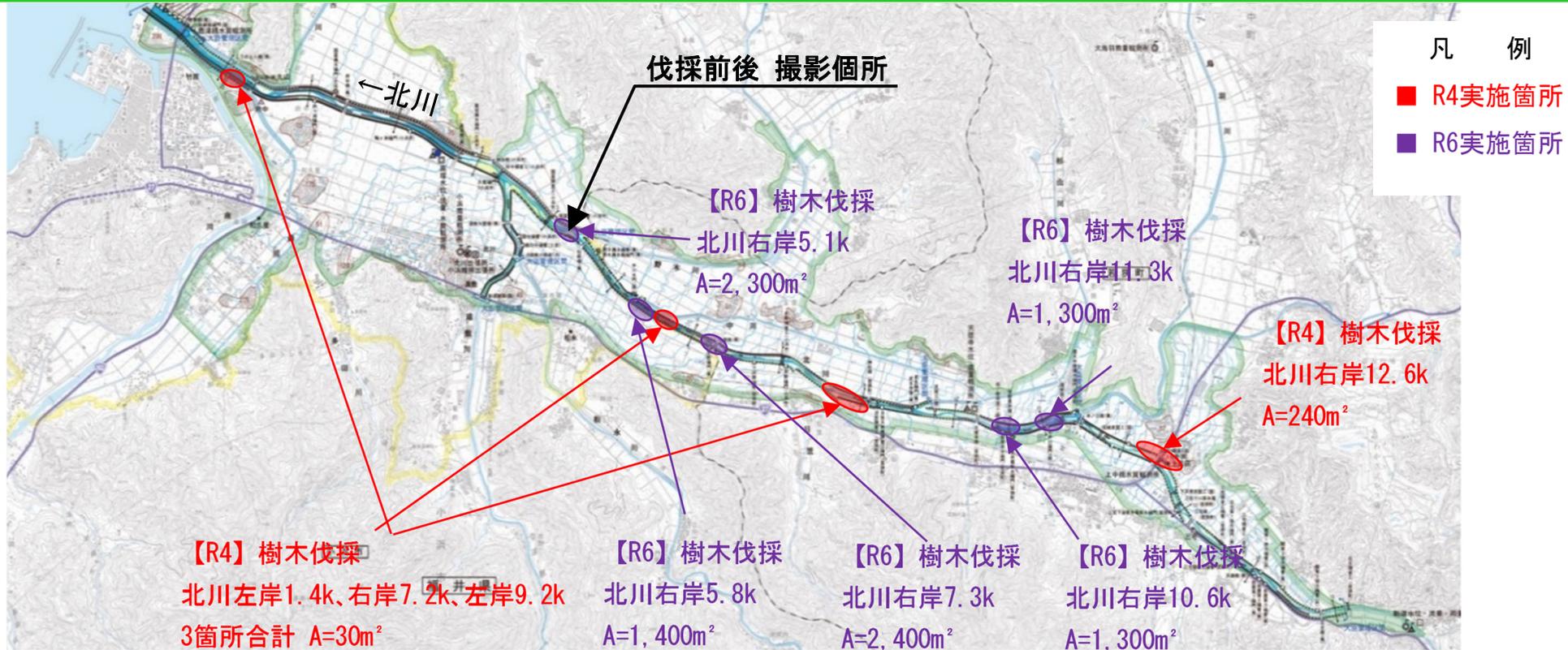
講習会の様子 令和6年5月



樋門監査の様子 令和2年8月



- 河道流下断面の確保のため、繁茂状況や河川管理施設への影響等を踏まえて、河道内の樹木伐採を継続実施している。
- 令和4年度に270m²、令和6年度に8,700m²の樹木伐採を実施した。
- 令和7年度からは、樹木伐採で発生した伐採木を木質バイオマス発電所へ提供することで、処分費用のコスト縮減を図る取り組みを行っている。



伐採前



樹木伐採（北川右岸5.1k 小浜市太良庄地区）

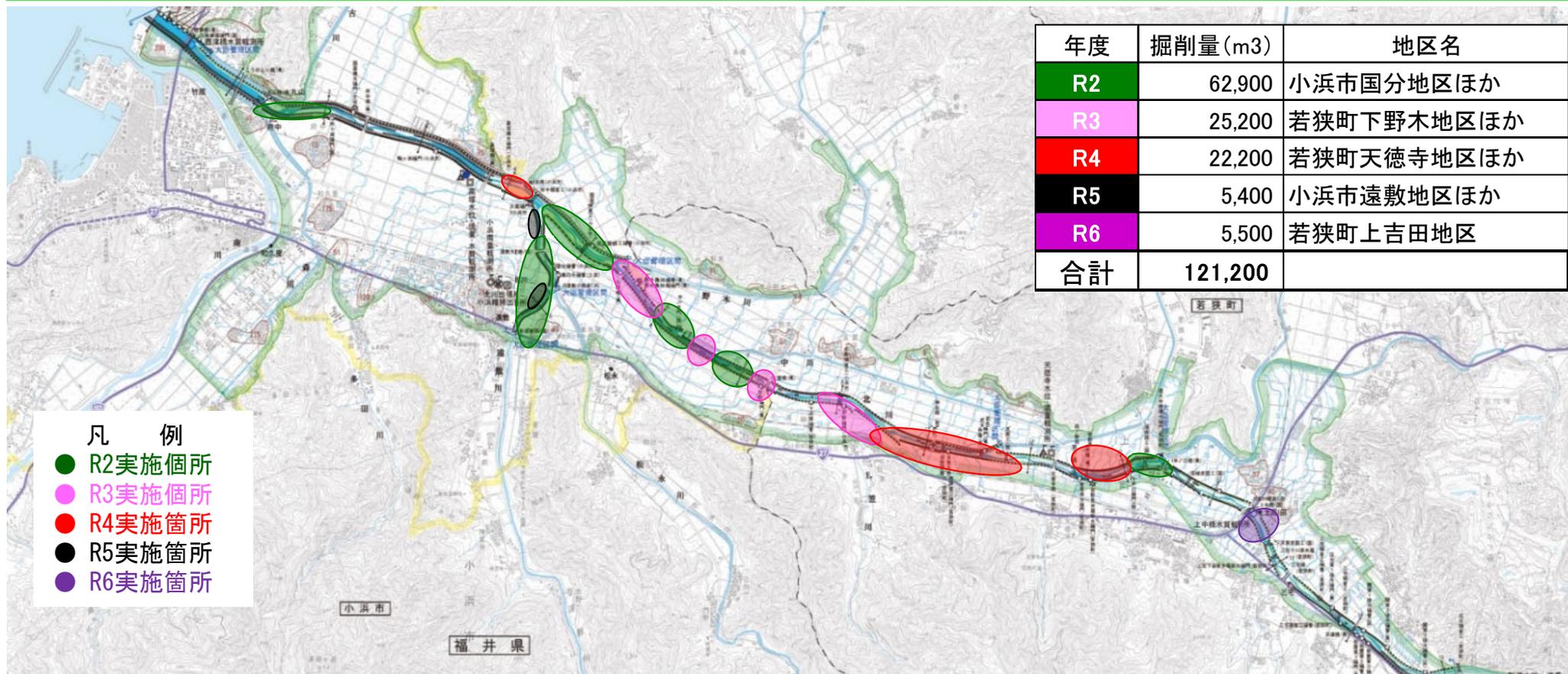
伐採後



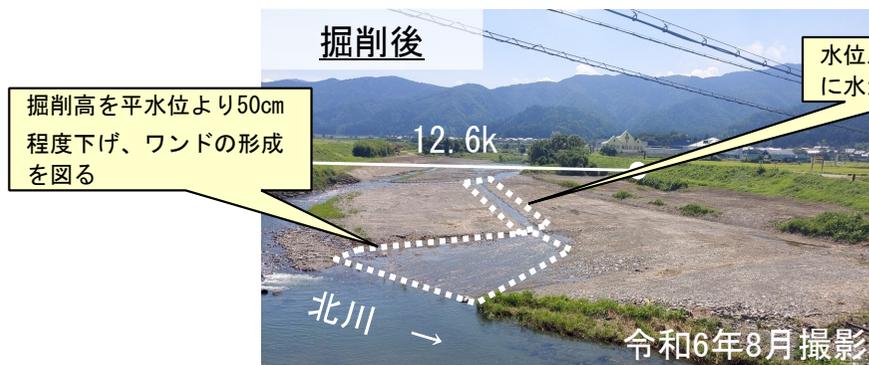
コスト縮減



○河道流下能力の維持管理のため、河道の堆積状況や河川管理・利水施設への影響等を踏まえて、維持掘削を継続実施している。
 ○令和2年度からは令和6年度において北川では約12万m³の維持掘削を実施した。



維持掘削（北川12.5k 若狭町上吉田地区）



掘削高を平水位より50cm程度下げ、ワンドの形成を図る

水位上昇時にワンドに水が入る水路

掘削形状の工夫によりワンド等の形成を図り、多様な水辺環境の創出を目指す。

- 河川管理者と水道事業者、電力会社、土地改良区等の水利用者との間で北川水系の水利用の状況や河川の状況等について情報交換し、現状・課題の認識を通して相互理解を図ることを目的に、平成11年より毎年「北川水系水利用情報交換会」を開催している。
- 令和7年の8月において北川の水位低下や流域ダムの貯水率が低下し渇水が予想されたため、河川管理者から利水者に対し水文に関する情報、利水者からは渇水に備えた対応状況を共有する「北川情報共有会議」を開催した。
- 北川情報共有会議(8月7日)では、北川から農業用水として取水している土地改良区より、番水(ブロック給水)の実施、取水施設である堰板の点検や補修、取水口付近の土砂撤去など渇水に備えた取組の報告を受けた。なお、農作物等への特段の影響は生じていないとのことであった。

開催内容 【令和7年度】

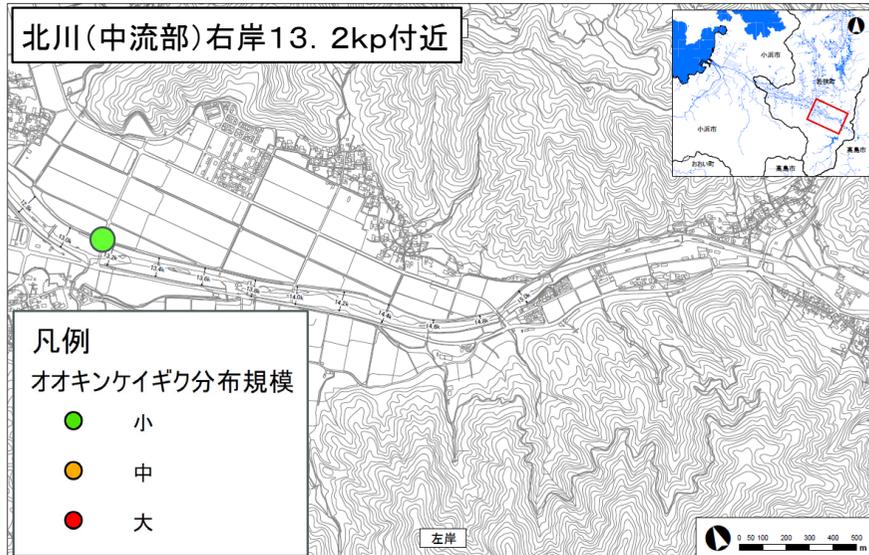
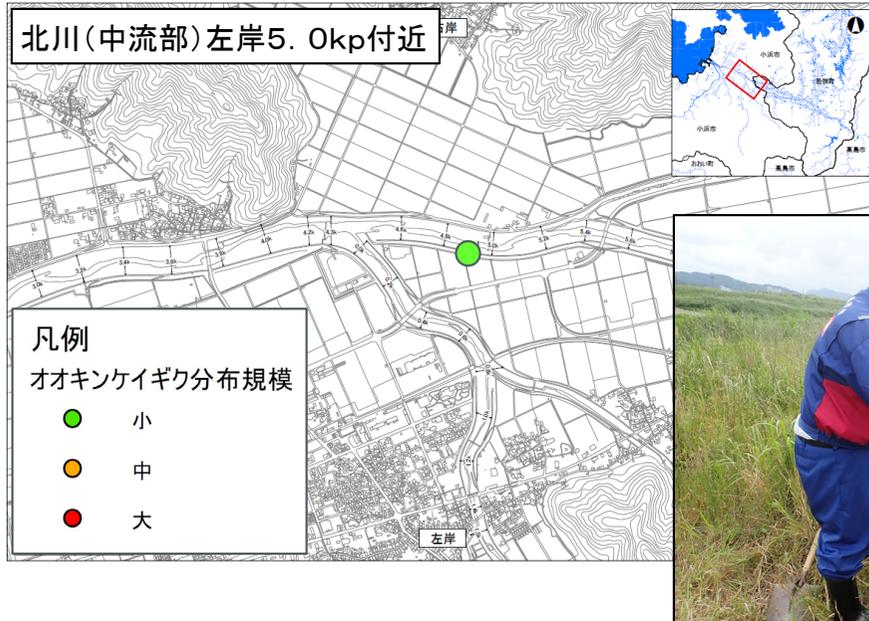
- (1)北川水系水利用情報交換会
 開催日:令和7年6月12日(木)
 開催場所:福井県立若狭図書学習センター(小浜市)
 開催内容:北川の水文、水質及び河道状況等について情報共有を行うとともに、出水期を迎えるにあたっての注意喚起、小水力発電や渇水状況について情報提供等を行った。
- (2)北川情報共有会議
 開催日:令和7年8月7日(木)
 開催場所:嶺南河川国道維持出張所(web会議併用)(小浜市)
 開催内容:北川の流況、河内川ダムの貯水率等、農業用水の利用状況について情報共有を行った。

開催状況 北川水系水利用情報交換会(令和7年6月12日)



○河川水辺の国勢調査結果を活用し外来種侵入動向を監視するとともに、関係機関と連携して地域住民向けに環境啓発を行っている。
○比較的広域拡散していない「オオキンケイギク(特定外来種)」については、河川巡視で発見次第、駆除している。

外来種侵入実態 令和7年度河川水辺の国勢調査(植物)



その後、処分場にて
焼却処分

関係機関との連携(小浜市) 環境啓発

守ろう!地域の自然環境

身近に潜む外来生物

外来生物とは、もともとその地域に生息せず、人によって持ち込まれた動物や植物のことです。日本には以前から多くの外来生物が入ってきており、生態系や農林水産業などに被害を及ぼしています。

市内でもさまざまな外来生物が確認されており、生態系への影響のほか、農作物の食害や住居への侵入などの被害が発生しています。また、もともと日本にいる生物(在来生物)でも、必ずしも全国各地に生息しているとは限りません。人の関わりによって、本来ない地域に移動した生物を「国内由来の外来種」といい、こちらも問題となっています。本来の自然環境を私たちの手で守り育て、後世に残していきたいです。

生態系被害防止外来種

法律の規制がないもの、在来生物に影響を与えない生物のことです。「国内由来の外来種」もこれに含まれます。

【例】セイタカアワダチソウなど

特定外来生物

外来生物の中でも、生態系や人の生命、農林水産業に対して特に大きな被害を及ぼすものとして、外来生物法で指定された生物のことです。

特定外来生物は、無許可での飼育などが規制されており、違反した場合は、罰役もしくは罰金が科せられます。

【例】アライグマ、ネオトリア など

▲アライグマ ▲ネオトリア

▲セイタカアワダチソウ

オオキンケイギクの駆除に協力を

【例】オオキンケイギク(特定外来生物)

- 高さ30~70cm
- 橙黄色の直径5~7cmの花が5~7月ごろ咲く
- 葉が下の方に付いている

根から引き抜き、乾燥させた後、種子が飛ばないようにして、燃やすごみに出してください。

外来生物の被害を防ぐためには、一人ひとりの行動が大切です。取り扱う際は、次の**外来種被害予防三原則**を守りましょう。

■外来種被害予防三原則

- ① 入れない**
悪影響を及ぼすおそれのある外来種を入れない
- ② 捨てない**
餌を与えて育てている・栽培している外来種は、適切に管理し捨てない
- ③ 拡げない**
餌に野外にいる外来種を、他の地域に拡げない

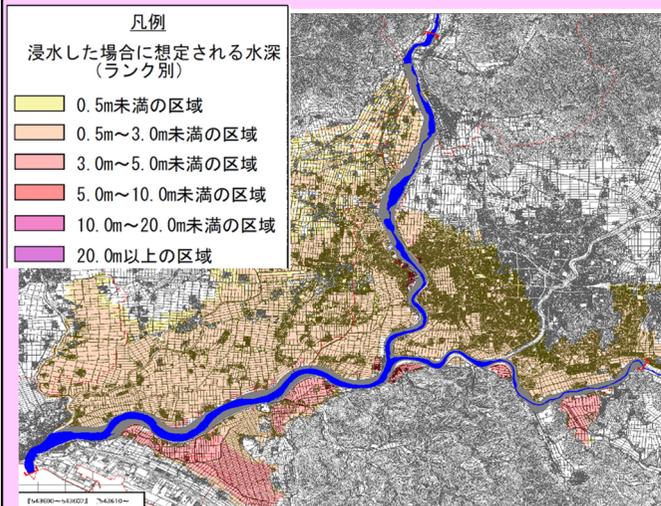
※お問い合わせ先
「植物に関すること」 環境衛生課 64-6016
「動物に関すること」 農林水産課 64-6024

3年報おばま 2025.5.2

- 福井河川国道事務所では、流域治水の取り組みを推進するため、土地利用や住まい方の工夫、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討及び企業の立地選択に活用出来るよう、九頭竜川、北川の直轄管理区間において、比較的発生頻度が高い降雨規模も含めた複数の降雨規模毎に作成した浸水想定図(「多段階の浸水想定図」)と、それらを重ね合わせて、浸水範囲と浸水頻度の関係を図示した「水害リスクマップ」を作成、公表している。
- これに加えて、主要河川以外の支川や内水氾濫による浸水リスクを示す内外水統合型のリスクマップを作成することとしており、令和7年度には、現況河道条件における九頭竜川・北川の内外水統合型のリスクマップを公表する予定。

【多段階の浸水想定図(外水氾濫のみ)】

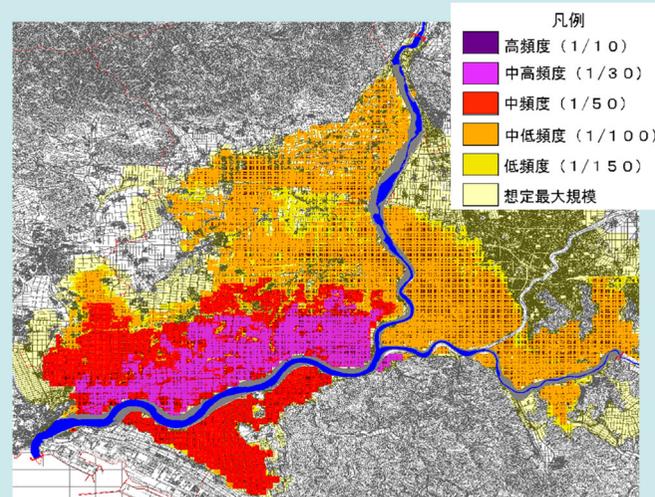
- 想定最大規模、計画規模に加え、高頻度から中低頻度で発生する降雨規模毎(1/30、1/50、1/100、1/150)に作成した浸水想定図。



現況河道において浸水が想定される範囲を表示(1/150)

【水害リスクマップ(外水氾濫のみ)】

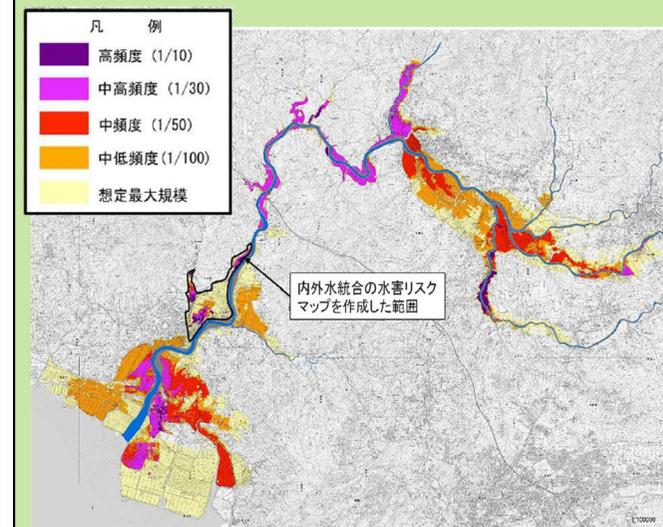
- 多段階の浸水想定図を用いて、降雨規模毎の浸水範囲を浸水深毎(0.0m以上、0.5m以上(床上浸水)、3.0m以上(1階居室浸水))に重ね合わせて作成した図面。



浸水深50cm(床上浸水相当)以上の浸水が想定される範囲を表示

【内外水統合型水害リスクマップ】

- その他河川や下水道からの氾濫による浸水を内外水一体型で表現した図面。



内外水統合の水害リスクマップ図【浸水深50cm以上】(イメージ)

○令和4年8月大雨における課題の改善策として、福井県は住民の防災行動につながる市町への支援・情報提供の充実を支援しており、改善策のひとつとして、災害時に関係機関が危機感を共有する体制を構築し、災害に対する早期の準備や避難指示等の迅速な意思決定につなげるため、令和5年度の出水期から「ふくい県域タイムライン」の試行運用を開始した。

○県内全市町の参加により、国、県、関係機関と連携する全国初の取り組みであり、令和8年度の本格運用に向け支援を実施する。

ふくい県域タイムラインの概要

「ふくい県域タイムライン」の定義：

福井県全域を対象に、国、県、市町等関係機関が、水害・土砂災害が発生することを前提として、「いつ」「誰が」「何をするか」等の事前に取りべき行動を時系列で整理した行動計画



◆効果：県域全体の防災力向上

- ①適時・的確な意思決定と防災対応
- ②早い段階での危機感共有
- ③連携の強化



web危機感共有会議

- ・市町の体制準備、避難所開設を支援するため情報提供。
- ・早期注意情報にて、警報発令の可能性[中]以上となった場合に、事務局の協議により開催。
- ・令和6年度はweb危機感共有会議を7回開催。

《内容》

- ・気象情報(福井地方気象台)
- ・施設管理者からの情報提供 河川(国、県)、ダム(国、県)、道路(国、県、NEXCO)



タイムライン策定部会

- ・県下全市町、県、気象台、国、並びに、マスコミ、NPO等がタイムライン策定に向け意見交換を実施。
- ・令和6年度は策定部会を3回開催。



- 福井河川国道事務所災害情報普及支援室による防災・減災に関する技術支援として、福井地方気象台や関係自治体と連携し、沿川住民を対象に、ハザードマップを周知するとともに「マイ・タイムラインや防災マップ」の作成を通して、防災意識の向上を図っている。
加えて、要配慮者利用施設の管理者等を対象に、「避難確保計画に基づく避難訓練(机上)」を実施している。
- 例年出水期前に、重要水防箇所や危険箇所等について、関係自治体と現地合同点検を実施している。

防災マップ作成指導者研修(小浜市)



避難確保計画に基づく避難訓練(美浜町)



水防管理者との合同点検の実施状況(小浜市)



- 川に親しむ行事として、地域住民等を対象に水生生物調査や河川清掃活動を通して、「身近な河川への関心」を高めるとともに、環境保全に関する意識の向上を図っている。
- 河川整備や河川利用、河川環境に関する地域の要望の把握や、河川愛護思想の普及啓発、及び河川の適正な維持管理を地域と連携して進めていく「河川愛護モニター」について、令和7年度は2名を任命し活動している。

令和7年度 水生生物調査 実施概要

【日 時】令和7年10月13日(月)
 【場 所】三宅橋(若狭町)
 【参加者】4名
 【内 容】水質調査(パックテスト)
 環境測定(流速、水温、気温、透視度)
 水生生物調査

※国土交通省・環境省では、昭和59年度より、小・中学生や高校生、一般市民等に参加を呼びかけ、水生生物による簡易な水質調査を実施しています。

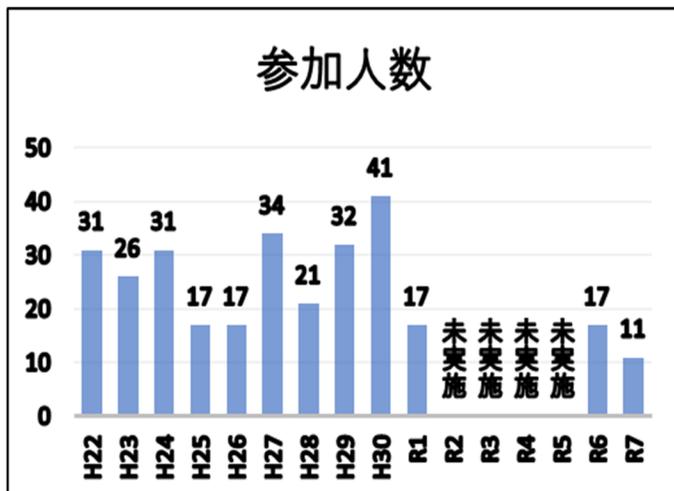
水生生物採取(三宅橋付近)



令和7年度 河川愛護モニター 実施概要

【活動期間】令和7年7月1日～
 令和8年6月30日
 【活動場所】北川・遠敷川流域
 【活動人数】2名
 【活動内容】日常生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に共有すること。

年度別参加人数



※R2～5年度は、コロナ禍の影響により中止

水生生物の同定作業



ごみの不法投棄に関する情報提供

